

IWATE TRUCKING REPORT

岩手県トラック情報

2025
令和 7年

3月

第4号



公益社団法人

岩手県トラック協会

〒0202-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目 9番 1号

TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010

ホームページ <https://iwatokyo.or.jp/>

新年のご挨拶

- 1 令和7年新春講演会（経営者セミナー）開催／企業物流セミナー・荷主懇談会 開催
- 2 令和6年度事業者研修会 開催状況／令和6年度 メディア懇談会 開催
- 3 運行管理者試験対策講習会・模擬試験を開催／電子メールによる情報配信について
- 4 令和7年度事業計画について ①
- 5 令和7年度事業計画について ②
- 6 （公社）岩手県トラック協会 令和7年度 助成事業一覧
- 7 青年経営研究会 令和6年度 第2回 定例研修会 開催／
（公社）全日本トラック協会青年部会 令和6年度全国大会 開催／
岩手県トラック協会 ダンプトラック部会 役員会 開催／
東北ブロックダンプ輸送協議会 緊急役員会 開催
- 8 適正化事業巡回指導実施状況について（令和6年4月～令和7年2月）
- 9 令和6年度 ワースト5項目における指摘事項の詳細（2月）
- 10 会員事業者の関係する重大交通事故発生状況について（令和6年1月～12月）
- 10～12 労働災害の発生状況について
- 12～13 【陸災防】令和7年度各種講習会等実施計画について
- 13 苦情受付状況について
- 14～17 飲酒運転根絶を目指して

増車・減車の際には岩ト協へも忘れずに ご報告をお願いします。



増減のご報告がない場合、さかのぼっての請求書の修正（増額・減額とも）は行いません。

岩手運輸支局へ増減車の届け出を行った際は、岩ト協へも事業計画変更届（控）をお届けいただきますようお願いいたします。（持参、ファックス、メール等）

会員の皆さまから毎月（霊柩会員は半年毎）納入頂いております協会費・陸災防会費の車両割の金額につきましては、各社様からの車両台数の増減の報告により毎月変更をかけております。

協会では、請求額に誤りのないよう細心の注意を払っておりますが、協会への増車・減車のご報告が無いために、協会で把握している車両数とのズレが生じる場合があります、そのため、数か月後に「請求書の車両割（摘要欄へ記載車両数）が多いので遡って請求金額を減らして欲しい」旨の依頼がございます。

正しい金額の請求書をお送りするためにも、請求書の内容を今一度ご確認頂き、相違がございましたら速やかにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

協会費請求書 2023年3月1日

(株)〇〇運輸 様 (公社)岩手県トラック協会 へ

協会費	2,500	1,050	3,550
陸運労災防止協会費	200	160	360
	2,700	1,210	3,910
前年度繰上り金	3		
前年度繰下り金	2		
合計			3,910

摘要欄をご確認ください。



高橋会長挨拶



講師 橋本愛喜さん

令和7年新春講演会 (経営者セミナー) 開催

令和7年1月28日(火)ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて、令和7年新春講演会を開催し、会員事業者より93名が参加しました。年があらたまって最初の協会行事の開会に当たり、高橋会長が挨拶に立ち「多くの課題が山積しているが、みんなで力を合わせて頑張っていこう」と呼びかけました。講師には元トラックドライバーでもあり、現在はフリーライターの橋本愛喜さんをお招きし、「運送業界の働き方改革 ～施行で現場はどう変わったか、変わるべきか～」と題して、90分にわたり講演をいただきました。来場者のスマートフォンからの回答を即時に集計・グラフ化するアプリケーションを使用した会場アンケートの結果にも触れながら、2024年を物流クライシス元年と捉え、業界に精通するフリーライターとしての独自の取材に基づく様々な持論を展開しました。終了後は、引き続き開催した新年交賀会にも参加いただき、多くの会員の方たちと交流を深めました。

なお、当日は会場入り口付近において、最新のデジタルタコグラフ、アルコール検知器、安全にかかるシステムやカメラ&モニターをはじめとした「安全環境製品展示会」を各メーカーの協力を得て同時開催。各ブースは講演会の来場者らで賑わいました。

企業物流セミナー・荷主懇談会 開催

令和7年1月17日(金)、プラザイン水沢において、企業物流セミナー、荷主懇談会を開催しました。企業物流セミナーは、荷主企業並びに一般消費者の方々にトラック輸送への関心を高めていただくことを目的に、講演会形式で開催しており、水沢支部管内の会員事業者から35名(17社)、荷主企業からは24名(22社)、その他一般の方々45名ほどにご来場いただきました。講師に歴史作家の河合敦氏をお迎えし、「令和の新札 ～北里柴三郎・津田梅子・渋沢栄一～」と題して約90分にわたりご講演いただきました。



講師 河合敦氏

また、これに先立ち開催された荷主懇談会では、会員32名(15社)、荷主22名(20社)が参加し、岩手働き方改革推進支援センター 高橋義昭氏を講師に迎えて、「荷主企業のための物流環境改善に向けて」と題し、約40分にわたり説明いただき、荷主関係者に対し、「改正改善基準告示」の内容を中心に説明し理解と協力を求めました。

この取り組みは水沢地域では継続的に行われており、荷主との相互理解、協力関係を深める機会として好評を得ており、今後も継続していく予定です。

令和6年度事業者研修会 開催状況

令和6年度の事業者研修会は、講師として各地域所管の労働基準監督署、警察署から担当官をお招きし以下の通り開催いたしました。労働基準監督署からは労災の発生概要とその対策、改正改善基準告示等について、また警察署からは地域ごとの交通事故の発生ポイントや概況、飲酒運転根絶に向けた取組み等について講和をいただきました。また岩手県トラック協会からは、会員事業者の関係する重大交通事故、労働災害の発生状況や、年度末に向け助成制度の申請に係る注意事項や、事業許可更新制の動き等について説明しました。

※また、岩手県働き方改革推進支援センターの要請を受け「改善基準告示と労働基準法との関係性並びに運用」に関する説明会の開催について要請を受けたことから、一部の支部では本研修会と併せて説明を行いました。

【令和6年度 事業者研修会開催状況】

地域等	開催日	参加状況	備 考
中 央	R6/ 8/28	42名 (36社)	盛岡労働基準監督署
路 線	R7/ 2/ 7	11名 (11社)	盛岡労働基準監督署 岩ト協
花 巻	R7/ 2/20	31名 (25社)	花巻労働基準監督署 花巻警察署 岩手県予防医学協会 岩ト協
北 上	R7/ 2/20	36名 (28社)	花巻労働基準監督署 北上警察署 岩ト協
水 沢	R7/ 2/21	36名 (29社)	花巻労働基準監督署 奥州警察署 岩ト協
一 関	R7/ 2/ 6	37名 (36社)	一関労働基準監督署 一関・千厩両警察署 働き方改革推進支援センター 岩ト協
大船渡	R7/ 1/24	26名 (25社)	大船渡労働基準監督署 大船渡警察署 働き方改革推進支援センター 岩ト協
釜 石	R7/ 2/ 5	25名 (21社)	釜石労働基準監督署 釜石警察署 働き方改革推進支援センター 岩ト協
宮 古	R7/ 2/15	18名 (18社)	宮古労働基準監督署 宮古警察署 働き方改革推進支援センター 岩ト協
岩 泉	R7/ 2/21	11名 (10社)	働き方改革推進支援センター 岩泉警察署 岩ト協
久 慈	R6/12/13	30名 (28社)	働き方改革推進支援センター 久慈警察署 岩ト協
二 戸	R6/11/ 8	21名 (21社)	岩手県働き方改革推進支援センター 二戸警察署 岩ト協
合 計		324名 (288社)	

令和6年度 メディア懇談会 開催

令和7年2月26日(水)、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて、今年で22回目となるメディア懇談会を開催し、県内メディア関係(新聞社、放送局等)9社から25名、正副会長、広報委員などの協会関係者16名の計41名が参加しました。トラック運送業界が抱える多くの課題とその取組み等について、社会的影響力の大きいメディア関係者に対し、正しく理解いただき協力を求める場として継続してきました。今回は藤岡浩之(ふじおかひろし)氏(岩ト協理事・広報委員／(株)藤善運送 代表取締役社長)が「トラック運送業界の現状と課題 ～ 一経営者の視点から～」と題し、自社の状況も踏まえたトラック運送業界の現状と、今後どのように変化し、どのように対応すべきなのか等、約50分にわたり講演いただき好評を得ました。

なお、メディア各社の取材スタッフも多数来場し、当日の様子が新聞、テレビ、インターネット等で報道されるなど、業界PRとしても効果を上げました。



高橋会長



藤岡浩之 氏

運行管理者試験対策講習会・模擬試験を開催

会員各社の運行管理者育成を支援し、より一層・安全な運行に繋がっていただくことを目的として、今年度第2回目となる運行管理者試験対策事業（試験対策講習会並びに模擬試験）を開催いたしました。講習会は総合研修会館（矢巾町）



講師 梶山孝氏

その他、オンライン参加も設定し、講師として（株）輸送文研社の梶山孝氏をお迎えし、テキストをもとに試験頻出のポイントを絞った解説をいただきました。また、模擬試験では試験問題を解き、岩ト協職員が解説する形で開催し、その模様についてはYoutubeでも配信しました。

第2回講習会

日 時 令和7年1月25日（土）

場 所 総合研修会館

参加者 19名（16社）／
Zoom 9名（7社）

第2回模擬試験

日 時 令和7年2月7日（金）

場 所 総合研修会館

参加者 8名（8社）／
Youtube配信 再生回数 14回

電子メールによる情報配信について

岩手県トラック協会では電子メールでの情報配信をスタートし約2年を経過いたしました。これまでの全会員事業者にも占める登録済み事業者の割合は約65%となっております。配信手段をFAXから電子メールへの切り替えることでペーパーレスによる環境負荷軽減、インターネット活用によるコスト低減の他、事務負担の軽減や利便性の向上が見込まれますので、是非、この機会にアドレスの登録をご検討ください。

登録営業所1か所につき5個まで登録いただけます。

（登録・追加登録は

https://iwatokyo.or.jp/?page_id=3037 から。）



登録アドレスの変更（削除・入れ替え）については、協会宛にご一報ください。

（電子メール blastmail@iwatokyo.or.jp / 電話 **019-637-2171**）

令和7年度事業計画について ①

令和7年度の事業計画(案)並びに予算(案)につきましては、以下の日程で専門委員会を開催し、ご意見をいただきながら修正を加え、3月18日に開催した令和6年度第5回理事会において、正式に承認されました。

専門委員会開催状況 2月

12日(水) 適正化事業推進委員会
13日(木) 総務委員会
14日(金) 広報委員会
14日(金) 交通・環境委員会

令和7年度事業計画 重点項目

- 重大交通事故防止対策及び労働災害防止対策の積極的な推進
(車輪脱落事故、飲酒運転検挙事案の根絶/「墜落・転落」災害の大幅な削減)
- 労働環境整備に向けた適正運賃・料金収受の更なる推進
- 適正化事業の推進によるコンプライアンスの徹底
- 省エネ・環境保全に向けた取組みの継続的な推進
- 業界のイメージアップと荷主交渉推進の気運醸成に向けた広報活動の展開

交通・環境対策関係

1. 重大交通事故・飲酒運転削減目標(令和7年1月～12月)

- ア) 車輪脱落事故の発生「0件」 ※R6年: 3件 イ) 飲酒運転・酒気帯び運転「0件」 ※R6年: 1件
ウ) 第一当事者となる事故を「2件以内」 ※R6年: 1件 エ) 第一当事者となる事故による死者「0名」 ※R6年: 0名

2. 交通安全運動

- (1) 交通安全コンクールの実施 (2) 安全点検パトロール(夏期・年末)の実施

3. 講習・研修等の実施

- (1) グッドラーニングによる「初任運転者特別教育」の継続
(2) 事故防止研修の開催 (新たに50代後半以降のシニアドライバーを対象とした講習を実施予定)
(3) 運転者教育機材・教材等の提供、活用
(4) 交通事故防止・労働災害防止 安全大会の開催 ※7月頃を予定
(5) 「安全運転講習会」「日常点検講習会」(矢巾、北上、一関、釜石、岩泉、二戸)の開催

4. 第50回 岩手県トラックドライバーコンテストの開催 ※学科競技(6/28)、実科競技(7/26)を予定

5. 助成事業

- ・ドライブレコーダー: 助成単価を半額に @10,000円
※導入促進の目的が達成されたことを受け、数年以内に廃止の方向で調整する。
- ・車輪脱落防止助成 助成上限50,000円(取得価格の1/2)に縮減
※当初から令和6年度までの時限的な措置として実施。
事故根絶に向け万全を期すため助成単価を5年度当初の額に戻し、令和7年度に限り継続実施するものとする。

環境対策関係

1. エコ・ドライブの普及促進

- (1) エコ・ドライブコンテスト ⇒ 開催しない。 (2) 省燃費安全運転講習会の継続

2. 点検整備運動の推進

3. 環境美化活動の推進

- 不法投棄対策の実施 全ト協と協調しつつ「ポイ捨て対策」として啓発活動等を検討する。(5月頃)

4. 助成事業

- ・EMS 機器: 助成単価を半額に @10,000円 ※導入促進の目的が達成されたことを受け、数年以内に廃止の方向で調整する。

労働対策事業

1. 労働環境の改善・整備

- 「働き方改革」関連法令とその具体的解釈の周知・啓発
「改正改善基準告示」について周知徹底を図り各社の対応を支援する。

2. 労働災害防止対策

- (1) 労働災害削減目標(令和7年1月～12月)を以下の通り目標を設定し取り組むものとする。

- ①死亡労働災害を「ゼロ」とする。
②死傷労働災害(休日4日以上)を120件以下とする。(令和6年、速報では131件発生)
※令和7年度以降、私傷病報告(写)の協会への提出は求めない。

- (2) 各種研修等の実施

- ①事業者・管理者「交通労働災害防止セミナー」、「健康起因事故防止セミナー」、「事業者研修会」
②ドライバー: 「墜落・転落」、「転倒」災害防止に向け研修会を開催。
③業態別労働災害防止研修会 業態別に異なる労災防止のポイントを学習。
(3) 健康の保持増進のための措置 ストレスチェック制度の周知と導入促進
(4) 労働力確保に向けた啓発行動 広報事業と連携しリクルートコンテンツの充実を図る
(5) 助成事業 昨年と同様

令和7年度事業計画について ②

適正化事業

1. 巡回件数 通常巡回件数を390件とする。(前年度は370件)
2. 輸送秩序確立等に係る指導及び啓発事業
 - (1) 運輸安全マネジメント制度の周知 ※導入率が97.3%。100%目指し指導を継続する。
 - (2) 適正な運賃・料金収受の周知(各種啓発の継続。引越輸送のレベルアップ)
 - (3) 管理者講習(運管・整備)の受講促進 ※2年に1度の受講義務について周知徹底を図る。
 - (4) 改正改善基準告示の周知徹底
3. 研修会、セミナー等
 - (1) 運行管理実務者研修会(再開)
 - (2) 運管試験受験対策講習会、模擬試験 ※運行管理者の育成と運行管理の徹底を図る。
 - (3) 「荷主向け物流セミナー」「荷主懇談会」の開催
荷主との相互理解を深め、協力体制構築の場として開催を計画する。
4. Gマーク認定の取得促進 ※認定率35%を目標に新規取得、継続のサポートを行う。

経営改善事業

1. 研修事業の実施
 - (1) 経営者、管理者等セミナーの開催 ※講師、テーマに関する要望は通年で受付中。
 - (2) 若手経営者、後継者等の人材育成に関する事業 ※青年部活動支援等
 - (3) 高校生を対象とした出張講義 ※令和7年度は2カ所程度での開催を計画する。
 - (4) 求人サイトの構築サポート並びに管理・運営
※個別での作成支援を終了し、オンラインでのセミナーでのサポートに変更。

広報事業

1. メディアを活用した広報活動
2024年問題を終わらせることなく、トラック運送業界の課題や取り組みを荷主、地域住民に理解を広げ、荷主交渉の更なる活性化に向けた気運の醸成に繋がる活動を行う。
2. 10月9日は「トラックの日」事業の実施
 - ・第32回目となる”私の街に「こんなトラックあったらいいな」絵画コンクール”を継続する。
 - ・「岩手ビッグブルズ」冠マッチへの協賛と来場者へのPR活動を継続する。
3. その他の広報活動
 - ・HPやメールを活用した情報提供を推進。※「岩手県トラック情報」のWeb掲載を継続。
 - ・メディア懇談会の開催 ※社会的影響力が大きいメディア各社に業界を正しく理解いただく。

その他

1. 緊急物資輸送訓練及び緊急時における体制整備
※総合防災訓練への参加、備蓄品の適正管理の継続。(令和7年は、釜石・大槌方面の予定)
2. 出捐金の拠出 ※関係法令で定めに従い全ト協に対し補助金の約23%程度を拠出する。
3. 表彰関係 各種表彰、叙勲、褒章等に係る上申を行う。
 - (1) 岩手県トラック協会会長表彰
 - (2) 全日本トラック協会会長表彰
 - (3) 岩手運輸支局長表彰
 - (4) 東北運輸局長表彰
 - (5) 大臣表彰 他
4. 事務局組織の改編
業務部から適正化部門を独立させ「適正化事業部」とし、「総務部」「業務部」「適正化事業部」の3部体制とし、業務の効率化を図る。

(公社)岩手県トラック協会 令和7年度 助成事業一覧

助成制度		助成額		備考		申請締日	
優先項目							
健康診断		・ 定期健康診断 上限3,000円/名 ・ 深夜業務従事者 上限1,500円/名 ※上限金額に満たない場合実費額		会員名簿記載の車両台数と同数		令和8年3月13日	
適性診断		・ 一般診断 2,400円/名 ・ 初任診断、適齢診断 4,800円/名		・ 一般診断：会員名簿記載車両台数の1/3 ・ 初任、適齢診断：併せて // の1/5		令和8年2月27日	
運転記録証明書等		670円/通		会員名簿記載の車両台数と同数			
運行管理者一般講習		上限3,500円/名					
一般項目							
健康診断(脳ドック)		上限15,000円/名 ※上限金額に満たない場合実費額		会員名簿記載車両台数の1/10(端数切上)		令和8年3月13日	
ドライブレコーダー機器		・ 機器購入価額の2/3 (千円未満切捨) ・ 運行管理連携型 上限10,000円/台 ※助成額変更		・ EMS機器助成と併せて20台/事業者 ※所有台数20台未満の場合会員名簿記載の車両台数と同数		令和8年2月20日	
アルコール検知器		・ 機器購入価額の1/2 (千円未満切捨) ・ ハンディ記録式 上限120,000円/事業者 ・ 据置記録式 上限30,000円/台		・ ハンディ記録式：助成上限まで申請可 ・ 据置記録式：3台/事業者 (1台/営業所迄)			
運行管理者基礎講習		5,000円/名		3名/事業者		令和8年2月27日	
EMS機器		・ 機器購入価額の2/3(千円未満切捨) ・ 上限 10,000円 ※助成額変更		・ ドラレコと併せ20台/事業者 ※所有台数20台未満：会員名簿記載の車両台数と同数		令和8年2月20日	
グリーン経営認証制度		新規認証登録 50,000円 (上限)		県内3営業所/事業者		令和8年3月13日	
フォークリフト運転技能講習		3,000円/名		10名/事業者		令和8年2月27日	
安全衛生教育講習		・ 交通労働災害防止担当管理者教育 2,000円/名 ・ 荷役災害防止担当管理者教育 1,000円/名 ・ 安全衛生推進者能力向上教育 2,000円/名 ・ フォークリフト運転業務従事者教育 2,000円/名 ・ 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 2,000円/名 ・ 積卸し作業指揮者安全教育 1,000円/名 ・ テールゲートリフター特別教育 2,000円/名		延べ10講習/事業者		令和8年2月27日	
近代化基金融資推薦及び利子補給制度		利子補給率 0.6% (前年度から+0.1%アップ)		【融資枠】 ・ 一般融資 (特例含む) 30,000千円 ・ ポスト新長期等融資 30,000千円/年度 ※一般融資は既往の借入がある場合残債を差し引いた金額が融資限度		令和8年3月13日	
車輪脱落事故防止		・ 機器購入価額の1/2(千円未満切捨) ・ 上限 50,000円 ※助成額変更				令和8年2月20日	
自動点呼機器・DX導入支援助成		上限200千円/台 (Gマーク事業者は上限400千円迄) ※助成額変更		1台/事業者 (Gマーク事業者2台迄)		令和8年2月20日	
中小企業大学校講座		岩ト協、全ト協併せ受講料の2/3 ※1/3 (百円未満切捨) は受講者負担		延べ10講座/事業者		令和8年2月20日	
準中型・中型・大型・けん引免許		教習料の1/2 (上限100,000円/免許) ※千円未満切捨 ※限定解除、全ト協補助分含む		30万円/事業者		事前申請： 令和8年1月30日 助成金申請： 令和8年2月27日	
全ト協事業							
若年ドライバー等確保のための免許取得支援		・ 特例教習：受講費用の3分の1 上限100,000円 ・ 準中型免許： ①準中型免許の新規取得 上限40,000円 ②5トン限定準中型免許の限定解除 上限25,000円 ・ 外免切替講習の受講：受講費用の2分の1 上限40,000円		30万円/事業者		令和8年2月27日	
ドライバー等安全教育訓練		・ 一般研修 (1泊2日) 10,000円 ・ 特別研修 (2泊3日以上 助成額は岩ト協HPに掲載)		2名/事業者		岩ト協へお問い合わせください	
安全装置等		・ 後方 (モニター&カメラ)、呼吸吹き込み式インターロック、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器：購入価格の1/2(千円未満切捨)各上限20,000円/基 ・ 側方衝突監視警報装置：取得価格の1/2、上限10万円 ・ 大型車用トルクレンチ：機器購入価格の1/2 (千円未満切捨) 上限30,000円/基		5基/事業者		令和8年2月20日	
血圧計		機器購入価格の1/2 上限50,000円/台		1台/事業所			
アイドリングストップ支援機器		・ 機器購入価格の1/2 (千円未満切捨) ・ 上限60,000円/基		5基/事業者			
環境対応車		詳細につきましては、岩ト協HPをご覧ください。					
トラック運転者のSAS (睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査		・ 検査費用の1/2 ・ 上限2,500円/名 ※1次、2次検査セット受診		会員名簿記載車両台数の1/3 ※端数切上		事前申請 R7/12/26 助成金申請 R8/1/30日	
その他全ト協助成事業 ・ 経営診断助成 ※経営診断、経営相談に加え、「運賃交渉支援」を実施予定。 ・ インターンシップ導入促進支援事業 職場体験の学生受入れに対する助成 3日間9万円、4日間11万円、5日間以上13万円 ・ 自家用燃料供給施設整備事業 自家用給油施設の新設、増設に対する助成 上限100万円							

青年経営研究会 令和6年度 第2回 定例研修会 開催

令和7年2月4日(火)、岩手県トラック協会総合研修会館(矢巾町)において、岩手県トラック協会青年経営研究会主催の第2回目となる定例研修会が開催され、25名(青研会員17名(17社)、会員外8名(7社))が参加しました。

研修会では、講師に船井総研ロジ(株)物流ビジネス支援部チームリーダー 柴田純平氏をお招きし、「20代・30代の若手ドライバーを採用・定着させるには? ~ホームページやSNS、ChatGPTを活用した採用手法について~」と題して、多様な働き方が求められる直近の採用市場や求人応募数の増加に繋がる自社の認知度向上とイメージ定着に向けたSNS投稿・広告の使い方から、広告動画作成等に係るAIの活用について実際の導入事例も交えて説明いただきました。

終了後のアンケートに参加者からは、「AIと聞くと難しそうで苦手意識があったが、これを機にまずは触れてみたい」など、前向きな意見が寄せられました。



菅谷会長挨拶



講師 柴田純平氏

(公社)全日本トラック協会青年部会 令和6年度全国大会 開催

令和7年2月14日(金)、京王プラザホテル(東京都)において、「絆をかたちに~共に描く物流の未来~」のテーマのもと全国の青年経営者ら約700名により全国大会が開催され、岩手県トラック協会青年経営研究会からは9名が参加しました。

大会では、「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」授与式・事業発表、青年部会の活動報告が行われ、研修の部では、藤原和博氏を講師に招き、「AI時代の戦略的「モードチェンジ」のすすめ」と題した講演が実施されました。

岩手県トラック協会 ダンプトラック部会 役員会 開催



栗村部会長

令和7年2月19日(水)、ホテル紫苑(盛岡市繁温泉)において、今年度第3回となる役員会が開催され、役員11名が出席しました。栗村部会長の進行で進められた会議では令和6年度の事業経過が報告された他、令和7年度の事業計画(案)等について協議され、研修会の開催等について意見交換が行われました。

東北ブロックダンプ輸送協議会 緊急役員会 開催

令和7年2月28日(金)、岩手教育会館(盛岡市大通り)において緊急役員会が開催され、東北各県ダンプトラック部会長、事務局担当者11名が出席した他、来賓として(公社)全日本トラック協会ダンプトラック部会の岡田部会長にも出席いただきました。栗村岩ト協部会長の進行により、各県のダンプトラックを取り巻く環境について情報交換が行われた他、適正運賃収受に向けた東北6県における統一要望活動について意見交換を行い、業界の持続的な発展に向けた事業者の連携強化を確認しました。



岡田部会長



適正化事業巡回指導実施状況について(令和6年4月～令和7年2月)

県内の営業所を訪問し、法令に基づいた運営、帳票類、帳票類の記入等を行っている適正化巡回指導の項目は現在51あります。このうち自主点検項目として営業所が自主的に点検する13、適正化指導員が訪問し確認する項目は38となっております。その38項目について巡回指導の実施結果をお知らせいたします。なお、下表右の欄の①～⑩は、確認時に「不適」となったワースト10項目となっておりますので、改めて各社での状況を確認いただき、適切な対応をお願いいたします。

令和6年度 巡回指導項目別 (岩手県)

令和6年4月～令和7年2月

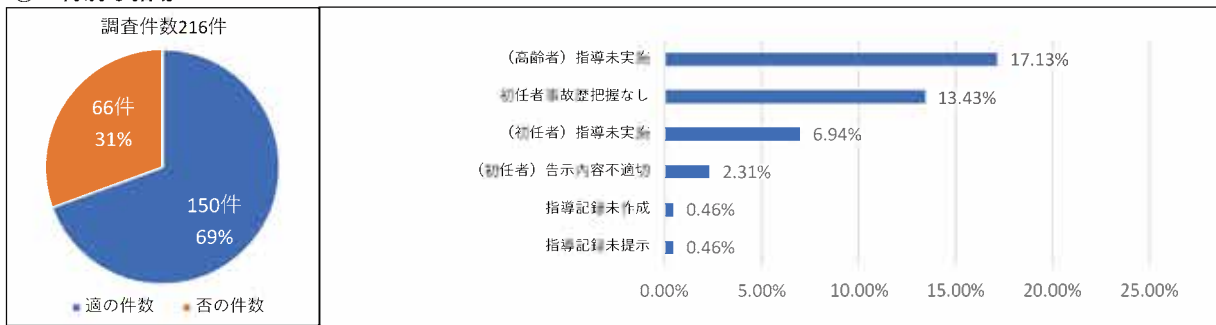
巡回指導項目別調査結果

区分	重点	調査項目 (※印は「特別適合せ」のみの調査事項、☆印は重複事業等は除外する)	令和6年度			令和6年度										R6	R5	R4
			調査件数	(否)件数	(否)率	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0			
I. 事業計画等		(1) 主たる事務所及び営業所の名称・位置に変更はないか	281	3	1.1													
		(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	281	13	4.6													
		(3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか	281	8	2.8													
		(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	281	7	2.5													
		(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理は適正か	281	2	0.7													
		(6) 届出事項に変更はないか(役員・社員・特定貨物に係る荷主名称変更等)	176	19	10.8													⑩
		(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	281	0	-													
		(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか	281	0	-													
II. 帳票類の整備、報告等		(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか	171	1	0.6													
		(2) 自動車事故報告書を提出しているか	44	4	9.1													⑨
		(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	281	12	4.3													
		(4) 車輛台帳が整備され、適正に記入等がされているか	281	1	0.4													
		(5) 営業報告書、事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)	170	25	14.7													⑦
III. 運行管理等		(1) 運行管理規程が定められているか	281	0	-													
	○	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか	281	6	2.1													
		(3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか	280	20	7.1													
		(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか	281	0	-													
	○	(5) 過労防止を配慮した勤務・乗務時間を定め、時間が適正に管理されているか	282	49	17.4													⑥ ① ②
	☆	(6) 過積載による運送を行っていないか	281	3	1.1													
	○	(7) 点呼の実施及びその記録・保存は適正か	281	57	20.3													④ ④ ⑤
		(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	281	4	1.4													
	☆	(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	258	9	3.5													
		(10) 運行指示書の作成・指示・携行・保存は適正か	101	21	20.8													③ ③ ①
	○	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	281	60	21.4													② ⑧
	○	(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	216	66	30.6													① ② ④
	○	(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	216	42	19.4													⑤ ⑥ ⑨
IV. 車輛管理等		(1) 整備管理規程が定められており、これに基づき適正に整備管理業務がなされているか	281	1	0.4													
	○ ※	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか	281	6	2.1													
		(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか	271	28	10.3													⑦ ⑥
		(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	281	41	14.6													⑧ ⑤ ③
	○	(5) 定期点検基準を作成しこれに基づき適正に点検整備を行い記録簿が保存されているか	281	32	11.4													⑩ ⑩
V. 労基法等		(1) 就業規則が制定され、届出されているか	204	3	1.5													
		(2) 3 6協定が締結され、届出されているか	278	8	2.9													
		(3) 労働時間・休日労働について違法性がないか(運転時間を除く)	281	2	0.7													
	○	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	281	36	12.8													⑨ ⑧ ⑥
VI. 法定福利費		(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか	276	10	3.6													
		(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか	278	8	2.9													
VII. 運輸安全管理		(1) 運輸安全管理の実施は適切か。	281	8	2.8													
実態調査・指導事業所総件数			9,684	615	6.4													

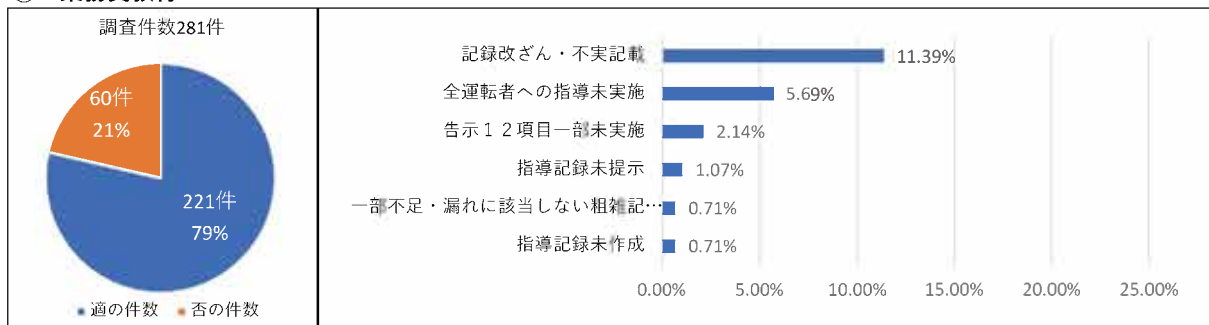
令和6年度 ワースト5項目における指摘事項の詳細（2月）

前頁のワースト10の項目の内、5項目について、どのような指摘がされているかをご紹介します。

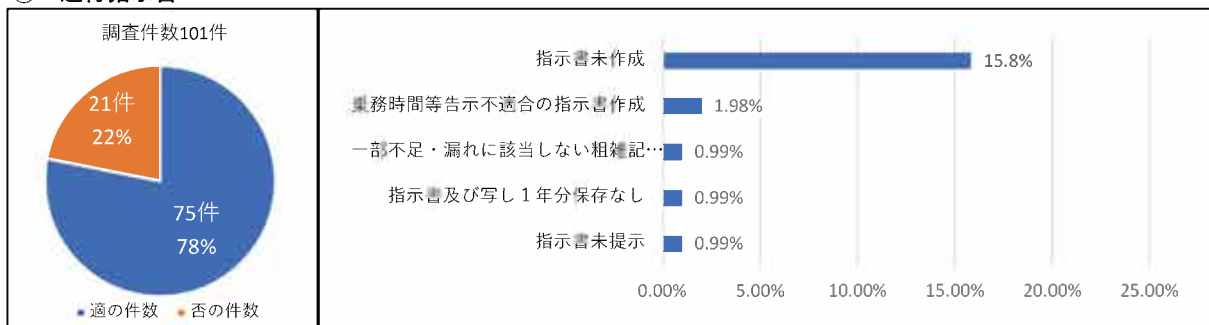
① 特別な指導



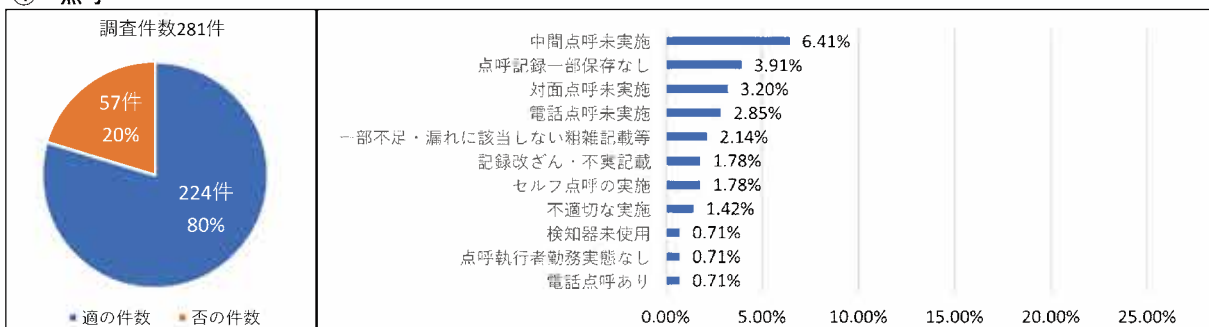
② 乗務員教育



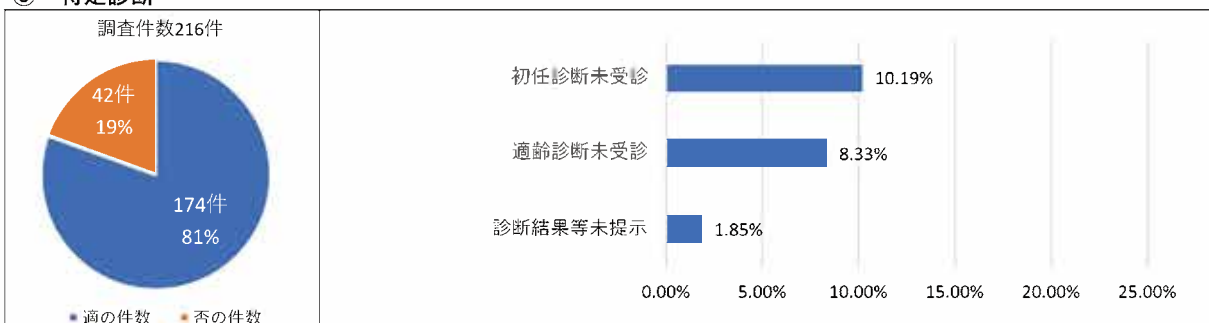
③ 運行指示書



④ 点呼



⑤ 特定診断



会員事業者の関係する重大交通事故発生状況について(令和6年1月～12月)

令和6年、会員事業者が第一当事者となる重大交通事故は1件(目標2件以内)、死亡事故は0件(目標0件)で、協会として掲げた重大交通事故削減目標のうち、2項目については達成することが出来ました。特に「死亡事故0件」は、平成28年以来8年ぶり、統計を開始してから2回目の快挙となります。また、第一当事者となる事故の発生『1件』は、令和元年の3件を下回り、過去最少の発生件数となりました。これも偏に会員各社における永年にわたる取り組みの成果であり、心より敬意を表します。一方、大型車両の車輪脱落事故は3件(目標0件)、飲酒運転による検挙事案は1件(目標0件)と、目標達成は出来ませんでした。車輪脱落事故は前年比-10件と大幅に減少し取り組みの成果が顕著に表れました。

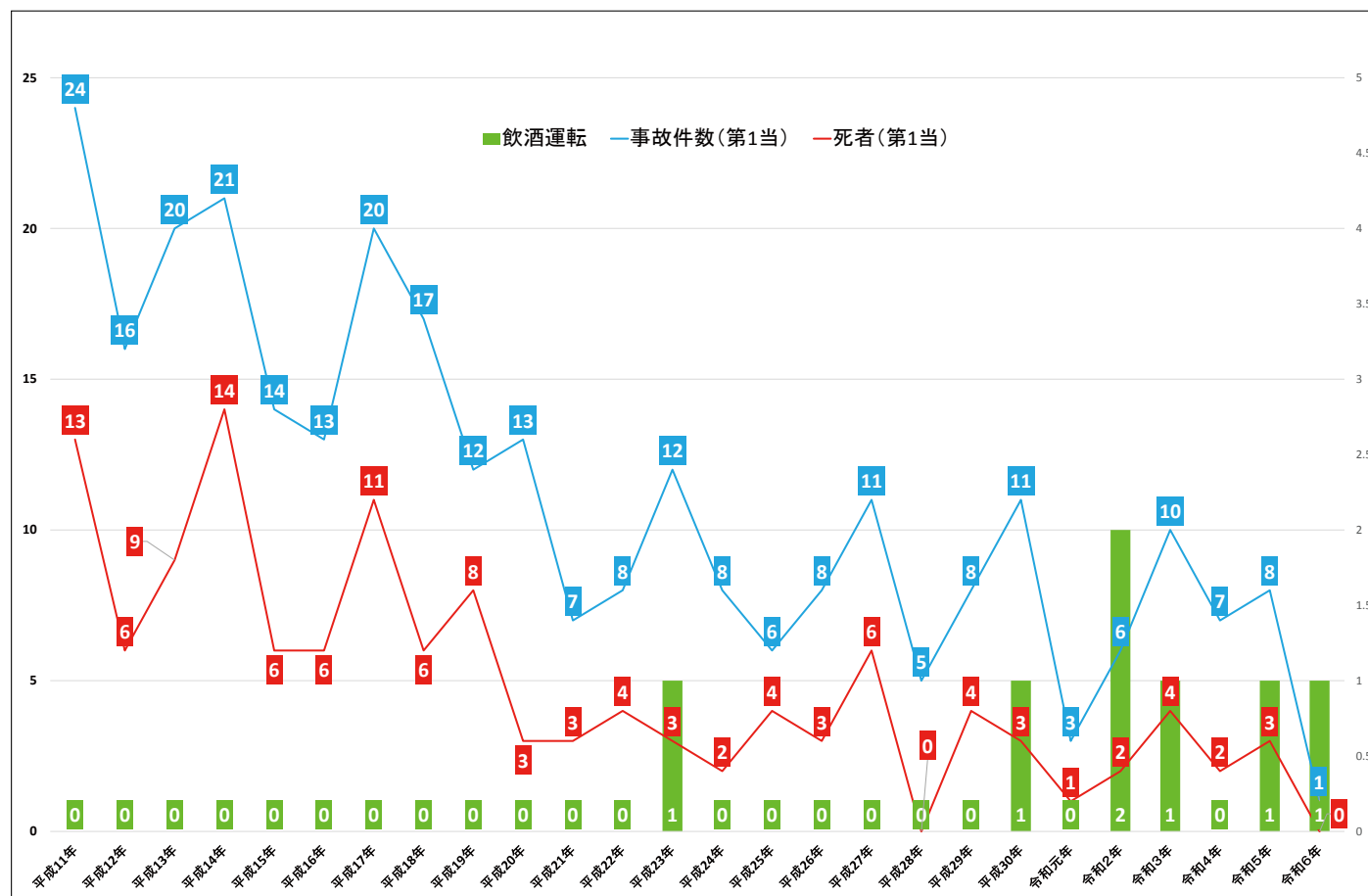
令和7年は右表の4点を目標に掲げ取り組んでまいりますので、会員各社におかれましては、引き続きの取り組みをよろしくお願いいたします。

なお、令和7年は現在(3月末日時点)で、第一当事者となる事故は発生しておりません。引き続きの安全運行をお願いいたします。

〈令和7年 重大交通事故削減目標〉

- ① 飲酒にまつわる検挙事案を「ゼロ」とする。
- ② 車輪脱落事故の発生件数を「ゼロ」とする。
- ③ 第一当事者となる死亡事故「ゼロ」とする。
- ④ 第一当事者となる事故を「2件」以内とする。

会員事業者の関係する重大交通事故発生状況の推移



労働災害の発生状況について

●令和6年労働災害発生状況(1月～12月)岩手労働局発表の令和7年3月18日時点の速報値

県内の道路貨物における死亡災害の発生は1件、死傷災害は131件と前年対比で5件減少したものの、令和6年の労働災害削減目標である130件以下を達成することは出来ませんでした。

型別の発生状況では、「墜落・転落」が37件(28.2%)と依然として最も多く、次いで「転倒」が29件(22.1%)となっております。最近の傾向として「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」が増加傾向にあり注意が必要です。

労働災害発生状況(岩手県)〔令和6年12月:速報値〕

令和7年3月18日現在

		死 傷 災 害（休業4日以上）			死 亡 災 害			
		令和6年	令和5年	増 減	令和6年	令和5年	増 減	
運輸交通	道路貨物		134	137	-3	1	0	1
		転倒災害(内数)	30	23	7	0	0	0
	その他 (旅客等)		14	12	2	0	0	0
		転倒災害(内数)	4	9	-5	0	0	0
合 計			1,355	1,426	-71	10	11	-1
		転倒災害(内数)	385	429	-44	0	0	0

* コロナ感染症による死傷者を除く。

道路貨物運送業における『労働基準監督署』別の発生状況

		合 計	盛 岡	宮 古	釜 石	花 巻	一 関	大 船 渡	二 戸
死亡災害	令和6年度	1	1	0	0	0	0	0	0
	令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	増 減	1	1	0	0	0	0	0	0
	令和4年度	1	0	0	0	0	1	0	0
	【 備 考 欄 】								
死傷災害	令和6年度	134	54	1	4	45	13	4	13
	令和5年度	144	46	4	4	51	22	5	12
	増 減	-10	8	-3	0	-6	-9	-1	1
	増 減 率	-6.9	17.4	-75.0	0.0	-11.8	-40.9	-20.0	8.3
	令和4年度	144	49	3	7	44	19	6	16
	【 備 考 欄 】	注:令和5年の144件にはコロナ感染症が7件含まれるが監督署が特定出来ないため上の表と異なる。							

令和6年12月速報値 型別の死傷災害発生状況

(岩手労働局 統計資料より抜粋)

年	業 種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物質等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	計
令和6年(速報値)	道路貨物	件数	37	29	13	5	3	6	16	3	0	3	0	0	0	0	0	4	0	12	0	0	131
		%	28.2	22.1	9.9	3.8	2.3	4.6	12.2	2.3	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	9.2	0.0	0.0	100
	全産業	件数	183	339	95	47	17	87	130	86	4	27	3	0	0	0	1	49	0	162	16	0	1246
令和5年(確定値)	道路貨物	件数	38	23	13	8	3	10	12	0	0	3	0	0	0	0	0	7	0	19	8	0	144
		%	26.4	16.0	9.0	5.6	2.1	6.9	8.3	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	13.2	5.6	0.0	100
	全産業	件数	209	433	86	59	16	89	147	90	3	49	8	0	1	1	0	57	1	180	353	1	1783
令和4年(確定値)	道路貨物	件数	36	36	13	5	1	5	15	1	0	1	0	0	0	0	0	11	0	20	0	0	145
		%	24.8	24.8	9.0	3.4	0.7	3.4	10.3	0.7	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6	0.0	13.8	0.0	0.0	100
	全産業	件数	206	473	94	76	19	76	161	93	3	29	7	1	4	1	2	74	3	188	1223	0	2734
		%	7.5	17.3	3.4	2.8	0.7	2.8	5.9	3.4	0.1	1.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	2.7	0.1	6.9	44.7	0.0	100

令和7年労働災害発生状況(1月)岩手労働局発表の令和7年3月18日時点の速報値

労働災害発生状況(岩手県)〔令和7年1月:速報値〕

令和7年3月18日現在

			死 傷 災 害（休業4日以上）			死 亡 災 害		
			令和 7 年	令和 6 年	増 減	令和 7 年	令和 6 年	増 減
運輸交通	道路貨物		23	15	8	0	0	0
		転倒災害(内数)	5	6	-1	0	0	0
	その他 (旅客等)		6	3	3	0	0	0
		転倒災害(内数)	5	1	4	0	0	0
合 計			194	143	51	0	1	-1
			転倒災害(内数)	93	54	39	0	0

* コロナ感染症による死傷者を除く。

道路貨物運送業における『労働基準監督署』別の発生状況

		合 計	盛 岡	宮 古	釜 石	花 巻	一 関	大 船 渡	二 戸
死亡災害	令和 7 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和 6 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	増 減	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和 5 年度	0	0	0	0	0	1	0	0
	【 備 考 欄 】								
死傷災害	令和 7 年度	7	2	0	0	3	2	0	0
	令和 6 年度	7	2	0	0	3	0	0	0
	増 減	0	0	0	0	0	2	0	-2
	増 減 率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-100.0
	令和 5 年度	7	2	0	0	0	0	0	0
	【 備 考 欄 】								

 陸災防
岩手県支部

令和 7 年度各種講習会等実施計画について

令和7年度陸災防岩手県支部主催の各種講習会開催計画を以下の通りお知らせいたします。講習会等の詳細につきましては、HPをご覧ください。か、陸災防岩手県支部(電話:019-637-3287)まで、お問い合わせください。

技能講習

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館 金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

	会 場	学 科	定 員	実 技		詳 細
はい作業主任者	矢巾会場	－	80名	5/8(木)・9(金) 8/21(木)・22(金) 11/20(木)・21(金)		高さ2m以上のはい(荷扱い)作業に必要な作業を直接指揮する方の資格取得のための技能講習です。
			70名	2/19(木)・20(金)		
フォークリフト 運転技能講習	矢巾会場	4/11 (金)	40名	31 時間コース	4/12(土)、19(土)、20(日)	1 t以上のフォークリフト 運 転 業 務 (『就 業 制 限』)に必要な資格取得のための技能講習。
		6/13 (金)	10名	11 時間コース	6/14(土)	
			30名	31 時間コース	6/14(土)、21(土)、22(日)	
		9/12 (金)	10名	11 時間コース	9/13(土)	
			30名	31 時間コース	9/13(土)、20(土)、21(日)	
	金ヶ崎会場	5/20 (火)	10名	11 時間コース	5/21(水)	
			30名	31 時間コース	5/21(水)、22(木)、23(金)	
		10/7 (火)	10名	11 時間コース	10/8(水)	
			30名	31 時間コース	10/8(水)、9(木)、10(金)	
		2026/ 3/16 (月)	10名	11 時間コース	2026/3/17(火)	
			30名	31 時間コース	2026/3/17(火)、18(水)、19(木)	

安全衛生教育

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館 金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

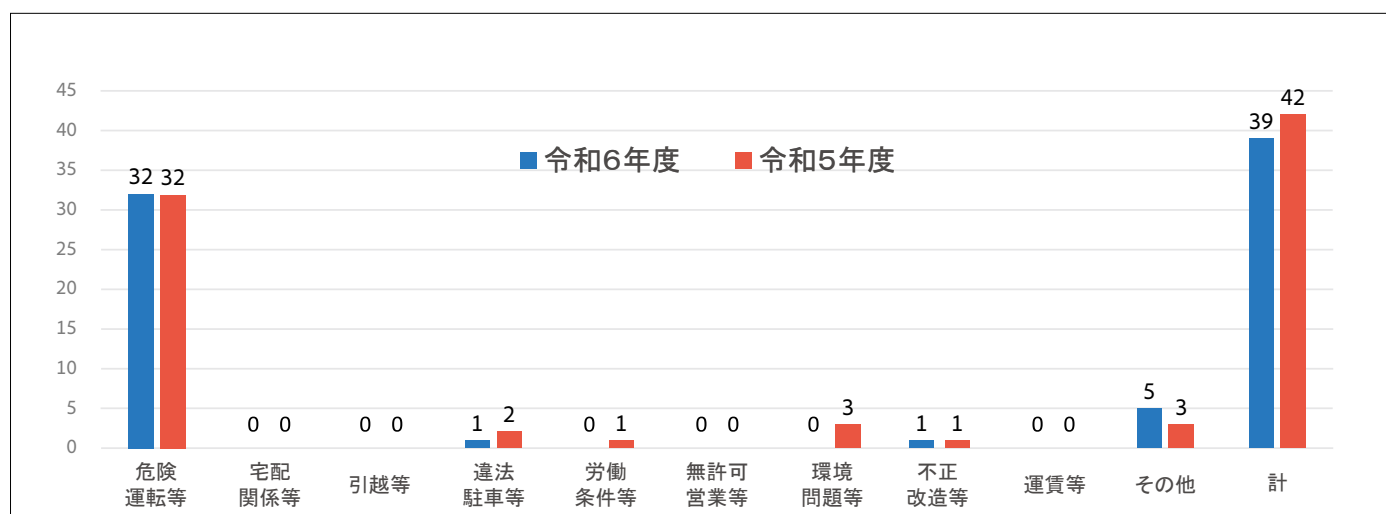
	会 場	定 員	日 付	詳 細
安全衛生推進者 能力向上教育 (初任時)	矢巾会場	30名	4/4(金)	事業場単位で従業員数10名以上50名未満の場合に選任が必要な「安全衛生推進者」に対する能力向上教育。
	金ケ崎会場	30名	10/24(金)	
交通労働災害防止 担当管理者教育	矢巾会場	30名	8/8(金)	「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき選任された「交通労働災害防止担当管理者」に対する教育。
	金ケ崎会場	30名	2026/2/6(金)	
荷役災害防止 担当者教育	矢巾会場	30名	7/11(金)	「荷役作業の安全対策ガイドライン」での選任が必要な「荷役災害防止担当者」に対する能力向上教育。
	金ケ崎会場	30名	12/4(木)	
フォークリフト 運転業務従事者教育	矢巾会場	30名	6/6(金)	危険有害な業務(「就業制限」)に現に就いている者(資格取得者)に対する能力向上教育。
	金ケ崎会場	30名	10/31(金)	
作業指揮者 車両系・積卸し	矢巾会場	30名	6/19(木)・20(金) 11/27(木)・28(金)	車両系:フォークリフト等の「車両系荷役運搬機械等」を用いて作業する際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育。 積卸し:一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積卸作業を行う際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育。
			8/28(木)・29(金) 2026/3/12(木)・13(金)	
	金ケ崎会場	30名		

	会 場	定 員	日 付	詳 細
タイヤ空気充てん業務	矢巾会場	30名	10/3(金)・4(土)	自動車タイヤの空気充てん業務に従事する者に対し特別教育を行うことが事業者には義務付けられている教育。
テールゲート リフター操作業務	矢巾会場	40名	5/2(金)	令和6年2月1日以 降、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に従事する労働者に対し、特別教育を行うことなどが事業者には義務付けられている教育。
	金ケ崎会場	40名	11/7(金)	

苦情受付状況について

岩ト協へ寄せられた苦情および模範運転等受付状況(2月末時点)についてお知らせいたします。

あおり運転を含めた危険運転への苦情が8割以上を占めていますが、各社の運行管理に係る内部告発的な内容も一部寄せられております。各社で情報を共有していただき、引き続き安全意識や運転マナーの向上、業務の改善等に努めていただきますようお願いいたします。



◆ 苦情の内容

運送事業者で配車係をしており、改善基準告示を遵守しながら運行指示をしているが、自社ドライバーが他社ドライバーとの会話の中で「そこまで改善基準告示を守った運行をしていないよ。よくやっているね。」と言われ帰庫する。その会社は自社よりも規模が大きく立派なところだが、そういった会社が改善基準告示を遵守せずにいる状況で良いのかと思う。告げ口のような形になるのは不本意であるため相手方の会社名は伏せるが、こういった現状があることを伝えておきたい。

◆ 苦情の内容

県内のGマーク取得運送会社に通務しているが、運行管理がドライバー任せの酷い状態になっている。例えば点呼については、対面で行うことはないし、そもそも事務所に管理者がいないため、何かトラブルがあっても対応してもらえない状態となっている。荷主は大手企業であるが、積時間が指定の着時間を考慮せず行われているのが常態化している為、ドライバーがスピード違反で運行しないと間に合わない状態となっている。この件について社長に伝えても荷主やトラックGメンに交渉してくれることはなく、日々ドライバーのリスクのうえに成り立っているこのような取引環境はおかしいと思い連絡した。

会員の動きについて ※敬称略 ※2月末日時点

入
会

(株)フローレストラフィック

〒028-3102
花巻市石鳥谷町上口 2-2-1
TEL 0198-29-6320
FAX 0198-29-6321
代表者：佐々木 登 ※花巻支部

退
会

岩手ヨコウン(株)

3月31日付

飲酒運転根絶を目指して

～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～

近年、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラックドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質極まりない行為です。

トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業として、多くのトラックドライバーは使命感をもって日夜輸送を行っている中、こうした一握りの心無いドライバーの行為が、トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなります。

ここに掲げた飲酒の実態をみると、年齢別では50代が最も多く、次いで60代となっており、また、運転経験年数別では5年以下のドライバーに飲酒運転事案が最も多くみられますが、それ以上の経験年数でも飲酒運転事案が少なからず発生しており、経験年数にかかわらず、全てのドライバーに対して飲酒運転根絶の指導を徹底していくことが求められます。

過去4年間における年齢別・運転経験年数別飲酒運転事案件数※

◆年齢別飲酒運転事案件数

年齢	年度	R2	R3	R4	R5
20代		1	1	0	0
30代		3	1	0	2
40代		11	3	6	5
50代		16	15	10	17
60代		4	6	2	16
計		35	26	18	40

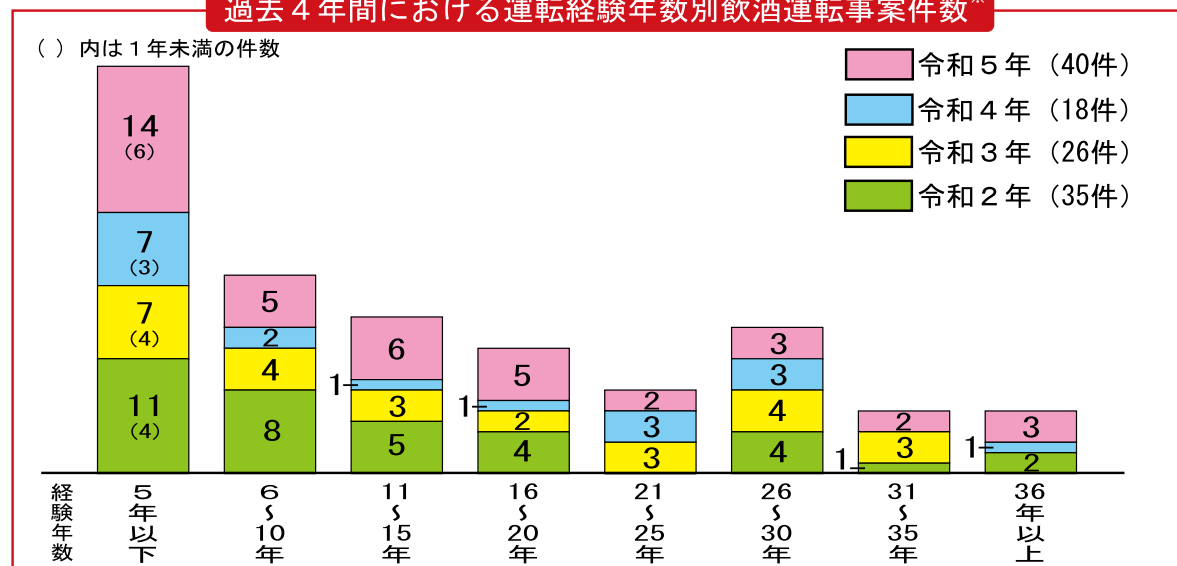
(単位：件)

◆運転経験年数別飲酒運転事案件数

運転経験年数	R2	R3	R4	R5
年度別件数	35	26	18	40
～5年 (1年未満の件数)	11 (4)	7 (4)	7 (3)	14 (6)
6～10年	8	4	2	5
11～15年	5	3	1	6
16～20年	4	2	1	5
21～25年	0	3	3	2
26～30年	4	4	3	3
31～35年	1	3	0	2
36年～	2	0	1	3

(単位：件)

過去4年間における運転経験年数別飲酒運転事案件数※



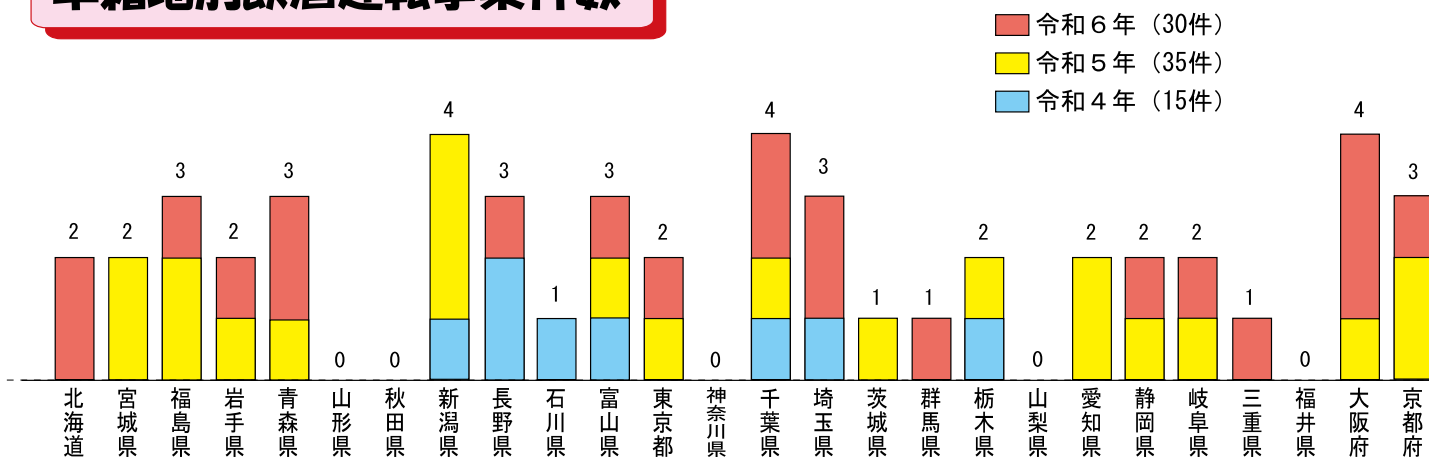
※自動車事故報告規則に基づき報告された事業用トラック（軽は含まず）の飲酒事案を国土交通省にて集計



公益社団法人

全日本トラック協会

車籍地別飲酒運転事案件数



飲酒運転事例

※ここに掲載した事業用トラックドライバーの飲酒運転事例は、国土交通省から提供を受けたもの。

運行管理者による点呼前に運転者が飲酒した事例

① 業務前に点呼が実施されなかった事例

1	前日の夜に飲酒をしており、事故当日は遅刻したため業務前点呼を受けずに運行を開始し、ガードレールに接触。
2	前日にアルコール度数9%の酎ハイ500mlを1本飲酒し、業務前点呼を受けずに運行を開始して、高速道路においてハンドル操作を誤り横転。
3	前日21時ごろまで飲酒した残りの缶酎ハイを、当日1時30頃の起床後に飲酒してからマイカーで出勤し、業務前点呼を受けずに運行を開始してガードレールに衝突。
4	同一会社の別の営業所にある休憩所内で缶酎ハイを3本飲酒したのち、点呼を受けずに運行を開始し、道路上のクッションドラムに接触。
5	午前1時頃まで飲酒していたが、早朝からの運行であったため点呼を受けないまま運行を開始し、交差点で信号待ちをしていた乗用車に追突。

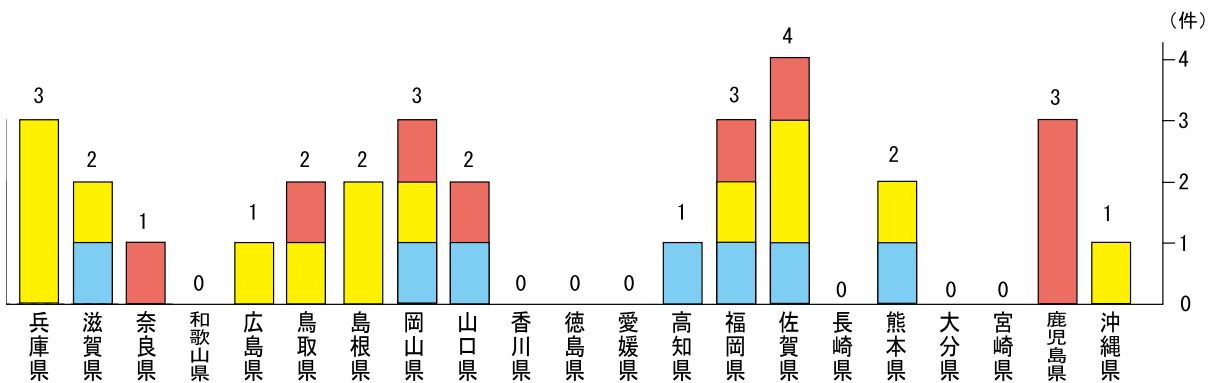
② 点呼を実施したが酒気帯び確認が不適切な事例

1	17時30分頃、高速道路のPAに到着し休憩した際に飲酒し、1時間後に出発。それから約1時間走行してPAに到着。当該PAで電話点呼を受けるが飲酒の申告はせず、その後再度飲酒して当該PAで仮眠し、1時前に出発しようとして当該PAで後退した際に、停車中の乗用車に接触。
2	トンネルの壁面に衝突してそのまま逃走し、その後に国道において酒気帯び運転で現行犯逮捕。電話点呼時にアルコール検知器の作動音を確認しておらず、事故直近の中間点呼はメールで行われていた。

運行管理者による点呼後の運行中に飲酒した事例

1	19時～19時45分頃までのフェリー乗船中に飲酒し、下船してから30分後に信号待ちをしていた軽自動車に追突。
2	コンビニにおいて缶酎ハイを購入し飲みながら運転し、赤信号で停止した際、即時にその場で眠り込み数十分間停止状態となり、警察官の職務質問を受け酒気帯び運転が発覚。
3	コンビニで缶酎ハイ500mlを4本購入し、そのうち2本を飲んで走行し、交差点手前でガードレールに接触し、横転。（トラックの車内からアルコール飲料の空き缶が発見されている）

※国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等より集計した事業用トラック（軽は含まず）の飲酒運転事案速報値：出典 国土交通省



飲酒運転防止対策

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についての運転者による申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- 遠隔地においても、アルコール検知器の測定結果をリアルタイムで送信でき管理者が直接確認できるシステム（ＩＴ点呼）の導入を図る。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼の執行体制を強化する。

飲酒状況等の実態把握

- 運転者の雇用時に、その運転者の飲酒傾向を確認する。
- フェリーを利用する事業者においては、抜き打ちによるフェリー乗船時の運転者の状況確認をする。
- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認された運転者に対しては「乗務禁止」を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合には厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する懲戒規定の制定や見直しを行い、社内処分を強化する。

【懲戒規定例】

（解雇）
第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。
1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。
（以下、略）

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
 - ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
 - ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。
- 署名活動を推進する。

家庭への啓発・広報

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
 - 負傷事故 → 15年以下の懲役
- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 15年以下の懲役
 - 負傷事故 → 12年以下の懲役

※ 飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
 - 7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

行政処分基準

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100 日車 再違反 200 日車

● 指導監督義務違反 (新設)

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反 100 日車 再違反 200 日車

● 点呼実施義務違反 (新設)

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反 100 日車 再違反 200 日車

★ 上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して 14 日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して 7 日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して 3 日間の事業停止

処分量定の引き上げ

● 点呼の未実施

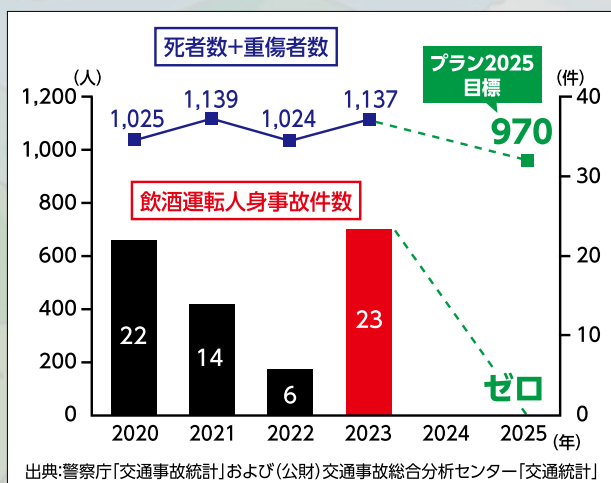
	改正前	改正後
未実施計 19 件以下	初違反 警告 再違反 10 日車	変更なし 変更なし
未実施計 20 ~ 49 件	初違反 10 日車 再違反 20 日車	未実施 20 件以上 初違反 1 件 1 日車 再違反 1 件 2 日車
未実施計 50 件以上	初違反 20 日車 再違反 40 日車	

4月10日※・9月30日は事業用トラックの

交通事故

ゼロ

を目指す日です！



事業用トラックによる悲惨な交通事故は後を絶たず、死者・重傷者数は増減を繰り返し、飲酒運転による人身事故は急増しています！

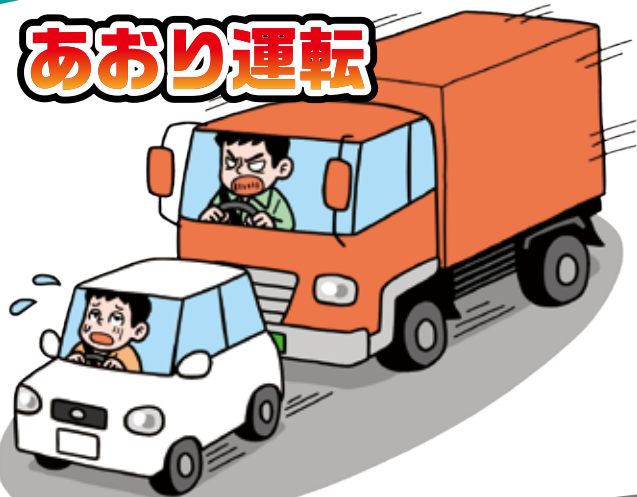
交通事故ゼロの実現に向けて 安全運転の確保に努めましょう！

※統一地方選挙の実施に伴い5月20日となる場合があります

目指せ
交通事故
ゼロ

こんな運転は**厳禁**です！

あおり運転



交通の危険のおそれを生じさせた場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 **25点** 免許取消(欠格期間 2年)

著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 **35点** 免許取消(欠格期間 3年)

運転中に通話や画像注視した場合

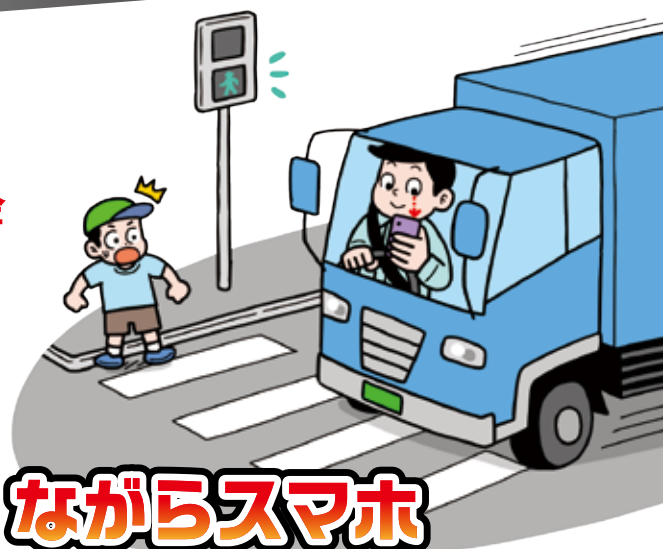
6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

違反点数 **3点** 反則金(大型車) **2万5千円**

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反点数 **6点** 直ちに刑事手続きへ



ながらスマホ

速度超過等



とくに高速道路では、大型トラック及び車両総重量8トン以上の中型トラックの**最高速度が時速90キロに引き上げ**られました*が、**不正改造(リミッター解除)**などの違法行為は絶対にやめましょう。

また、**車両通行帯違反(右側車線を走行し続ける)**や、**車間距離の不保持**といった危険な運転は、ドライバーの地位向上に反する行為です。

安全運転と適切な車両整備を徹底してください。

※車両をけん引するものを除く

※実際の道路標識等の最高速度が優先

運転マナーを遵守しよう！

ペットボトル等のゴミのポイ捨てはやめましょう！

トラック輸送に関する安全対策(危険運転、スピードリミッター不正改造等)、環境対策(アイドリングストップ、騒音等)についてのご意見は右記までお願いします。

全日本トラック協会
「ご意見・情報提供について」
<https://jta.or.jp/ippan/maibox.html>

